

ハラスメントや不快な言動に関する相談と対応の流れ

相談後の選択肢はひとつではありません

不快な言動を受けた、ハラスメントを受けたと思うなど、悩みや困りごとがあったら、まずは相談してください。

相談者がすること

1

相談する：相談しやすい窓口へ
学生：学務委員会委員、学務係、学生なんでも相談窓口、ハラスメント相談員
教職員：上司等、ハラスメント相談員

2

希望を伝える

3

対応の希望を選ぶ

A

部局（学部等）での対応を希望

B

ハラスメント委員会の対応を希望

必要な支援を受ける

対応方法を選ぶ

通知 調整 調査

通知：匿名または顕名
調整：匿名または顕名
調査：顕名

大学・相談窓口がすること

1

話を聴く

2

相談内容と意向を確認する

3

選択肢を提案する

A

部局（学部等）での対応

- 情報提供・助言
- 環境調整
- 関係者への働きかけ
- 適切な支援につなぐ

就学・就労環境の改善へ

B

ハラスメント委員会对応
ハラスメント相談員が、ハラスメント委員会の手続へつなぐ

通知：相談があったことを相手方に知らせる
調整：双方の主張を確認し、意見を調整する
調査：事実関係を調査し、ハラスメントの有無を認定する
※必要に応じて部局と連携して対応

手続きについて不明な点があれば、総務部労務福利課（内線6006／6033）にお問い合わせください。